

週刊

2011年10月6日 No.5

原発関連情報

インターネットをしない人のために

編集・発行責任/853-3321 長崎県新上五島町鯛ノ浦85-37 歌野 敬
☎0959-42-3427 eメール utano@lime.ocn.ne.jp

福島の子もたちの心臓発作について

クリス・バズビー博士
欧州放射線リスク委員会科学委員長
訳：田中泉

クリス・バズビーです。私は電離放射線の人体への影響に関する専門家です。福島とチェルノブイリについて、お話しします。

お伝えしたいのは何かというと、放射線の影響を見定める際に使われるモデルは、いつも癌と白血病にばかり着目します。現在のリスクモデルでは、福島の事故で癌がどれだけ増えるとか、チェルノブイリによる癌はこれだけだとか、そういう話になります。でも我々はチェルノブイリの経験から、放射線はありとあらゆる病気を引き起こすことを知っています。その一つと見られるのが心臓病です。

ここでは、子どもたちへの心臓病の影響についてお話ししたいと思います。

私の仲間、ユーリ・バンダシェフスキー教授は、チェルノブイリ事故によって汚染された地域に住むベラルーシの子どもたちにセシウム137の被ばくがもたらした影響を研究し、かなり有名になりました。バンダシェフスキーは、1kg当たりわずか20-30ベクレルという微量のセシウム137に被ばくした子どもたちに不整脈がみられることを、1990年代後半に発見しました。また子どもたちは心臓発作を起こし、亡くなっていました。これはとても深刻な問題です。

白血病や癌の話ではありません。白血病や癌もありましたが、これらの子どもたちの間では心臓病になる確率がとても高かったのです。通常なら高齢者にしかみられない心臓病が子どもたちの体に表れていたのです。

私は考えさせられました。一見したところ低レベルの汚染なのに、これはなぜだろうと。調べてみたところ、本当に驚愕の事実が判明しましたのでお伝えします。

子どもの心臓の中の細胞の数は、計測すれば分かります。5歳児の心臓の重さは約220gです。その大部分はもちろん血液です。そこから血液を抜くと筋肉組織だけになります。5歳児の心臓にはおよそ85gの筋肉組織があります。データとしてはこういうことです。

ところで心筋細胞の大きさに関してもわかっ

ています。だから子どもの心臓には心筋細胞がいくつあるのかもわかります。心筋細胞はおおよそ30億個あります。30億個。それで何ができるかというと、ここで仮に、1kg当たり50ベクレルのセシウム137が心筋に入るとしてみましよう。1ベクレルというのは1秒につき1回の放射性崩壊ですから、そのセシウム137から約1年間でどれだけの放射性崩壊があるか、つまりどれだけの電子飛跡が出るかわかります。これは本当に単純で、封筒の裏側でも使って計算できます。やってみると、想像をはるかに超える量の電子飛跡が細胞内を通過していることがわかります。しかもそのレベルのセシウム137の電子飛跡で心筋細胞のわずか1%が死ぬと、心臓の心筋細胞全体の25%の機能が失われるのです。

私が聞いているところでは、福島の子もたちの間に心臓発作が起きている様子です。これから導かれる大変重要なことが2点あります。

まず、その地域の子もたちの心電図を速やかに取り、心臓伝導系に問題がないかをみるべきでしょう。どんな病院にもある設備ですから。心筋細胞へのダメージが最初に現れるのは、心電図で見てとれる刺激伝導系の問題であり、(チェルノブイリの被爆影響研究者)バンダシェフスキー本人も、この方法で見つけています。ちなみに彼はこれを発表したことによって投獄されました。政府はバンダシェフスキーの言う事を信じようとせず、恐怖を煽っているのだとしたのです。それで、バンダシェフスキーは投獄されました。数年間獄中におり、アムネスティと欧州議会が国際パスポートを発給してくれるまで出獄できませんでした。過去に25回しか発給されていない国際パスポートの一つです。

私はバンダシェフスキーとずいぶん緊密に仕事をしましたが、英雄でした。子どもの心臓疾患の増加に関する彼の報告は、(ECRRの)レスボス会議の時に発表されたものです。この会議で、彼は放射線防御のためのラッドフォード記念大賞を受賞しています。

というわけで、まずやらなければならないの

は、子どもたちの心電図をとって心臓伝導系に異常がないかどうかをみることです。心臓伝導系に問題が出ている子がいたらすぐに避難させるべきです。でも、もしそういう子が一人でもいたら、すべての子どもを避難させるべきです。それは、心筋内のセシウム137による潜在的な影響があることを意味しているからです。それは修復できません。心臓は修復できません。心筋組織は修復できませんからから、子どもたちはその後の一生を通じて苦しみ続け、早死にすることでしよう。

そこで2番目の重要点が出てきます。心臓発作や心臓病で死ぬ人は、癌では死にません。なぜなら癌は基本的に高齢者の病だからです。遺伝子の損傷が起きて、そこから長い期間を経て癌になります。だいたいの場合、癌の発症率は年齢が上がると共に急増します。でも、それに比べて心臓疾患の影響はずっと早く現れることは間違いありません。だから福島のような放射性元素で汚染されている地域で見られるのは、癌の莫大な増加とは限らないのです。癌は増えるでしょう。しかし心臓病の方はもっと増えるでしょう。

実際ベラルーシを見てみるとそうなっています。癌も増えてはいますが、心臓病の増え方とはにかく甚大です。そしてその結果、ベラルーシ共和国の人口はチェルノブイリ事故後、急激に減り、今ではマイナスに置き換わっています。ですから、実際このように続いていくとベラルーシからは人が消えるでしょう。そして、福島でも同じことが起きると思います。

ですから皆さん全員に警告します。これから心臓病、心臓発作を注意して見ていて下さい。子どもたちをその地域から速やかに逃がして下さい。

品川宣言 福島原発事故からいのちと食を守るネットワーク(準)

1. 避難対象地区について

まず、2011年3月11日発生の福島第一原子力発電所事件から半年を経過した今なお、放射線に汚染された環境下に人々が放置されていることに対して断固として抗議する。私たちは、「放射線管理区域」(1.3ミリシーベルト/3ヶ月)レベルの環境下にさらされているすべての住民を、直ちに安全な地区に避難させることを、放射線を放散した東京電力と政府に要求する。(後略)

2. 業民的措置による健康被害の責任について

(前略) 上記環境下にたとえ一時期であったとしても置かれた福島県民をはじめとする人々に今後発生する健康被害については、東京電力並

びに政府の責任であることを宣言する。

3. 避難に関する費用について

避難に関する一切の費用は東京電力が負担すること、すでに自主避難している場合にも請求権は認められること、その上で、避難先は避難すべき当事者の希望に添うこと、以上の権利を担保する。(後略)

4. 「生業」を破壊された住民被害について

特に一次産業者は、その生業が農地や漁場と不可分であり、農業者にあつては農地や山林、水利権等、漁業者にあつては漁港や漁場、漁業権等の確保が可能であることを前提に、北海道、中・西日本などの汚染されていない土地を避難移住先に選定する必要がある。その上で各避難者の生活再建に関する一切の費用も東京電力により補償されなければならない。

5. 自営産業者に対する賠償について

一大食料生産地帯を放射能で汚染した東京電力の責任は重大である。避難する自営業者の一切の避難移転費用と、生産休止期間と生産が再開したのちも事業が福島第一原子力発電所事件以前の所得水準に戻るまでの期間の損害を賠償しなければならない。それは、例えば、酪農・畜産業及び水産養殖業においては、生産、出荷が可能になるまでの家畜の飼育経費等、魚介類や海藻の養殖経費等、また、その間の生産者の生活費用等の一切の費用のことをいう。

6. すべての賠償・補償について

東京電力が負うべき移転費用、生活再建費用、損害賠償費等必要な支払いについては、速やかに行わなければならない。支払いについては、定める支払義務発生日を越えた日数に応じて延滞遅延金年10% (電気料金遅延金と同率) を上乘せされなければならないのは当然のことである。

7. 高汚染地区の農地回復に従事しようとする者について

放射線リスクが適度に低いと考えられる年齢の農業者が、高汚染地区に立ち戻って農地回復を希望する場合、当該の地は相当程度の人口密度の希薄化が考えられ、また、放射線曝露を最小限度にとどめるために、清浄な飲食物の配給とその他の行政・医療サービスの供給は続けられなければならない。放射性物質除去のための菜種・アカザ・牧草類などを含む生産物は、当面低レベル放射性物質であるから、東京電力によって適正な生産者価格で買い取り補償されなければならない。東京電力は補償買い取りした生産物を厳重管理し、市場に環流させてはならない。

8. 食品暫定基準値について

現行の食品「暫定基準値」はなんら正当な根拠を持たない。私たちは決して容認できるものではない。暫定基準値は当該汚染地区からの避

難が完了するまでの間、飢え死にすることを防ぐための緊急避難的な数値である。当該汚染地区外にまで適用することや、既に半年を経過した今も「暫定」期間とすることには無理がある。(中略) 直ちに暫定基準値は撤廃されなければならない。(引用者注：現行の暫定基準値は年間20ミリシーベルトに準拠。ドイツ放射線防御協会による「日本への提言」では、0.3ミリシーベルト/年を基準に食品を「大人8ベクレル/kg、子ども4ベクレル/kg」としている。この国は200～500ベクレル)

9. 外部被ばくと内部被ばくの積算について(略)

10. 汚染された農水産物について

(前略) 東京電力は、放射能汚染農水産物を適正な生産者価格で買い取り補償しなければならない。

11. 他者に汚染を拡大しない義務と責任について(略)

12. 販売供給者の義務と責任について

福島第一原子力発電所から放散された放射性物質による汚染農水産物とその加工食品は、販売供給されてはならない。その線量の大小にかかわらず、低レベル放射性廃棄物は、市民に対する加害物質であり、その供給は、人身に危害を加える傷害行為、ないしは殺人予備行為に他ならない。

13. 汚染された農水産物や瓦礫の拡散について

農水産物に限らず、放射能汚染された瓦礫・土壌などの移動は汚染の拡散であり、一切認められない。すでに福島第一原子力発電所敷地外へ放散された放射性物質及びその付着物は発生原因事業者東京電力の責任で回収されるべきである。上記瓦礫をはじめ、表土や上下水汚泥、焼却灰・スラッジ・腐葉土・堆肥等は、放射性廃棄物として回収され、発生地である福島第一原子力発電所敷地内に戻され、再度の汚染原因にならないように密閉処理・管理されなければならない。

14. 放射能汚染農水産物の産地偽装や希釈的な拡散について

さらに、市民の正常な判断を妨げる産地ロンダリングは禁止されなければならない。東日本の産地県の生乳を、地域を越えて運搬し、遠方府県乳業工場で産地県を明かさずに製造販売していることが、名神自動車道滋賀県内瀬田での生乳タンクローリー車横転事故ではからずも発覚した。また、東北地方太平洋岸漁場で捕獲された水産物を静岡県や三重県などの遠隔県漁港で水揚げする、という例もある。(中略) 食品危険度の判断をするために、産地は正確に表示されなければならない。

15. 汚染数値の公開について

当然、現行「暫定基準値」以下の汚染数値も、1桁ベクレルまですべて公表されなければならない

ない。地方自治体などの公共団体による測定は、ゲルマニウム半導体検出機などを使用し、精緻な検出レベルを保証しなければならない。また、その検出の必要性が今回の福島第一原発の放射性物質に起因する場合、その検出検査料金は東京電力に請求されるべきであり、市民・生産者・取扱い販売者に負担させてはならない。



(東京新聞・核心 10月3日)

福島第一原発事故で放射性物質が拡散し、さまざまな食品や物に暫定規制値が設けられた。規制値を下回れば「安全」とのお墨付きを得られるため、福島から遠く離れた産地の物と混ぜ、放射性物質の濃度を薄めて販売する業者もいる。現時点で違法とはいえないものの、商品の安全性を疑う消費者、風評被害の拡大を懸念する生産者から不信の声が出ている。(志村彰太)

■混合

本紙が調査したところ、少なくとも園芸用土や緑茶で、放射性セシウムを薄めた商品の流通事例が確認できた。

園芸用土のケースでは、放射性物質の暫定規制値が決まる前に、浄水・下水汚泥を原料の一部としていた。汚泥には植物の成長に欠かせないリンやカリウムなどが大量に含まれ、これまでも鉱物や土に1～2割ほど混合させて園芸用土に利用されてきた。

汚泥の放射性物質は6月16日まで基準がなく、神奈川県内の一部の浄水場からは、4月から同日までに計4538トンの汚泥が加工業者に販売された。

緑茶のケースでは、規制値はクリアしているものの、ある程度のセシウムが含まれている茶葉2割と、原発から遠い九州産の茶葉8割の割合でブレンドしていた。

■釈明

放射性物質を含む汚泥が出た浄水場の多くは、基準が示されるまで出荷を止めた。既に加工業者に出荷した浄水場運営会社は「検出されたのは低いレベル。加工すればさらに薄まる」と釈明。「最終的な責任は、製品化して売る業者にある」と話した。現在、「園芸用土への使用は控えるべきだ」との国の指示が出ており、道路工事現場などの埋め戻し用として、業者に売却しているという。

緑茶の製造業者によると、出荷制限を免れた茶葉は収穫量が少なく、採算をとるためにブレンドした。担当者は「混ぜていることを包装に書いているので問題ない。より安心な商品を提供したかった」と述べた。

■疑心

こうした事例は違法ではなく、放射性物質を含まない商品と混ぜれば、人体への影響も少ないとみられる。しかし、「薄めて売る」ことが重なると、消費者の疑心暗鬼や混乱を招く。以前から広域で集めた原料を混合している牛乳や、ブレンド米にも風評被害が広がる恐れがある。

全国消費者団体連絡会の阿南久事務局長は、問題解決の方法として、「原産地の情報を都道府県別に詳しく商品に記載すれば、消費者が安心して選ぶことができる」と提案する。

だが、園芸用土には原産地の表示義務がなく、業界団体の自主規格でも定めていない。また、国の食品表示基準では、ブレンド米や加工食品は「国産」と記せばよく、産出元の都道府県表示を義務付けていない。消費者庁も「ブレンド品は産地の入れ替えがあるので、細かく表示するのは現実的でない」と静観する構えだ。

これに対し、農業情報研究所主宰の北林寿信さん(72)は「国の役割は放射性物質の拡散防止だ。薄く広く流通させるのは、国が汚染拡大を容認したと映る」と批判。JA全農福島も「放射性物質が検出された農産物は一切、流通させないようにすれば、風評被害はないはずだ」と不信感を募らせる。

だが、現状では、業界の自主的な取り組みに任せるしかない。「国産」と「輸入」の表示がこれまで問題になってきたように、国による新たな対策が求められている。

極めて内省に欠ける国 村上達也 東海村長

2011年10月1日(土) 茨城新聞

(Q) 2度の原子力事故を目の当たりにして思うことは、その教訓とは何か。

(A) JCO臨界事故も慢心が招いたもので、この国はいつまでも反省しないという印象だ。利益を追求するあまり、原発推進を「国策だ」と言い続け、安全神話を作るなど、極めて内省に欠ける国だということ。JCO臨界事故の時も思ったが、今回も案の定だ。何にも学んでいない。福島第1原発事故の初期対応を見ても、何という国だと思った。

(Q) 国の原子力政策、エネルギー政策をどう見るか。震災と福島第1原発事故で見えてきた日本の電力供給の問題点とは。

(A) 日本は地震多発地帯で、1900年からの100年間でM8以上の地震回数は世界一という報告がある。そんな国に54基も原発を置いていいのか。正気の沙汰とは思えない。しかし、日本は原子力推進そのものがエネルギー政策で、自然・再生可能エネルギーの発展を封じていた面がある。原発は炭酸ガスを出さないから環境にいいと言い、放射能・放射線の問題にはふたをして、原発の

5電力へのやらせ認定 経産省第三者委

(10月1日・東京新聞)
原発に関するシンポジウムなどで国が電力会社に「やらせ」を要請したとされる問題で、経済産業省が設置した第三者委員会(委員長・大泉隆史弁護士)は30日、東北電力女川原発、北海道電力泊原発でも、原子力安全・保安院や資源エネルギー庁の職員が動員などを働きかけていたとする最終報

告書を枝野幸男経産相に提出した。

中間報告と同様に九州電力玄海原発、四国電力伊方原発、中部電力浜岡原発をめぐるシンポジウムも国のやらせ関与を認定。不適切な働きかけが常態化していたことを浮き彫りにした。エネ庁職員の関与認定は初。枝野経産相は「大変遺憾だ。おわび申し上げる」と謝罪し、関係者を処分することを明らかにした。

後処理も後世に先送りしてきた。それはまさに、哲学なきエネルギー政策だという気がする。

(Q) 「脱原発」は可能か。日本における再生可能エネルギーの可能性は、普及を進める鍵は。

(A) 福島第1原発事故を起こした以上、日本は脱原発について真剣に考える義務がある。脱原発を追求しなければならず、できるできないはその次でいい。自然エネルギーについても、ドイツやデンマークなどは既に取り組んでおり、技術開発も進んでいる。日本でも可能性はある。日本人の勤勉さやこれまで蓄積した技術からみても可能だろう。世界最高水準になれると思う。あとは政府のやる気次第だ。

(Q) 東海第2原発の再稼働をどう判断するか。

(A) 私は、福島のように全村避難して戻れないとか、東海村が地図上から消えていく、そういう事態にはしたくない。福島の事故で、国は避難した人たちをどう救済するのか。つまり、国がわれわれの安全を保障できるのか。そこが担保されない以上、判断はできない。

(Q) 津波対策や非常用電源対策の強化だけでは十分ではない。福島第1原発事故の問題も明らかにしてもらわなければならない。ストレステストは、再稼働のための政治的方便ではないか。

(A) それと安全規制体制をどうつくるのか。原子力安全庁の話は出ているが、さっぱり見えない。これも判断の鍵となる。(東海第2原発の再稼働は)今の時点ではまったくの白紙だ。

(Q) 最後に、今後の日本のエネルギー政策への提言を。

(A) エネルギー消費を減らして経済のスピードを落とし、思い切って自然エネルギーの導入に向けて政策誘導すればいい。自然エネルギーはこれまで、政府が後押しした電力会社が壁となり入り込めなかった。自然エネルギーに対する助成を、新しい技術開発に向けた投資だと思ってやったらいい。ドイツがやると言っているのに日本でできないわけがない。あとは政治家の決断だ。

